

議員発案第 1 号

道路整備財源の確保に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「道路整備財源の確保に関する意見書」を提出するものとする。

平成29年9月26日 提出

提出者 三条市議会議員 阿部 銀次郎

賛成者 三条市議会議員 岡田 竜一

同 三条市議会議員 西川 重則

同 三条市議会議員 小林 誠

同 三条市議会議員 野崎 正志

同 三条市議会議員 長橋 一弘

道路整備財源の確保に関する意見書

道路は、地域の活性化と持続的な成長、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時等にあっては市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本である。

現在国において、道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げがなされているが、この措置は平成 29 年度までの時限措置となっている。

来年度以降、補助率等が低減することになれば、地方創生及び人口減少対策に取り組んでいる地方の努力に水を差すものとなる。とりわけ当市においては、平成 35 年度早期の開院が予定されている県央基幹病院がその機能を発揮するための道路等周辺環境整備や主要幹線道路のネットワーク形成を始め、未整備路線の改良、防災対策及び通学路整備など、緊急的な課題解決に影響を与えることが懸念される。

また、積雪寒冷地である当市においては、冬期においても安全で快適な道路交通機能を確保し、市民生活に大きな影響を与えないようにする責務があり、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法により閣議決定された積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）に基づき、除雪事業等に対して国から補助を受けているが、この五箇年計画も平成 29 年度末で期限切れとなる。

よって、国会並びに政府におかれては、道路財特法における補助率等のかさ上げ措置の継続や地方創生に資する道路整備については特別措置を拡充するなど、道路整備予算の総枠を長期的かつ安定的に確保するとともに、地方の経済成長のため用途を限定しない道路関係補正予算の早期編成、さらに積雪寒冷地の市民生活を守るため、安定的な除雪予算が確保されるよう次期五箇年計画の早期策定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 27 日

三条市議会議長 武 石 栄 二

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣 地方創生担当大臣